の5第二基準に係る連結自己資本比率の表中

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第1の5記載上の注意7中「（平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）」を削り、同様式第2の2記載上の注意1中⑮を⑰とし、⑷から⑭までを⑹から⑯までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

別紙様式第十二号第1の8第一基準に係る連結自己資本比率の表中

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額		

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第1の8第二基準に係る連結自己資本比率の表中

旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額		

を

信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		

に改め、同様式第1の8記載上の注意7中「（平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%）」を削り、同様式第2の2記載上の注意1中㉑を㉓とし、⑷から⑳までを⑹から㉒までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

別紙様式第十三号第1中間連結貸借対照表の記載上の注意2中⑯を⑱とし、⑷から⑮までを⑹から⑰までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の時価等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の時価に関する事項（ただし、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。）

別紙様式第十三号の二第1連結貸借対照表の記載上の注意2中㉒を㉔とし、⑷から㉑までを⑹から㉓までとし、⑶の次に次のように加える。

⑷　金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

⑸　賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項

別紙様式第十四号2⑴記載上の注意2中「当該事業年度中に」を削り、「についても記載し」を「があるときは」に、「あつた」を「ある」に改め、「記載すること」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意4を次のように改める。

4　取締役、監査役及び執行役については、兼職の状況（重要でないものを除く。）を「重要な兼職」に記載すること。

別紙様式第十四号3⑴中「兼任その他の状況」を「兼職その他の状況」に改め、同様式3⑴記載上の注意1及び2を次のように改める。

1　社外役員が他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに類する者又は使用人であることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する場合は、銀行持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。

2　社外役員が他の法人等の社外役員その他これに類する者を兼任していることが重要な兼職に該当する場合は、銀行持株会社と当該他の法人等との関係を記載すること。

別紙様式第十四号3⑴記載上の注意3中「第2条第3項第18号」を「第2条第3項第19号」に改め、「職務を行うべき者」の次に「その他これに類する者」を加え、同様式4⑶記載上の注意1中「総数の10分の1以上の数の株式を有する株主について」を「総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて上位となる10名の株主について」に改め、同記載上の注意2中「株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること」を「⑴から⑶までをそれぞれ株式の種類ごとに記載すること」に改め、同様式5⑴記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

1　会社役員は、当該事業年度の末日において在任している者に限る。

2　銀行持株会社が職務執行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

別紙様式第十四号6⑴記載上の注意4中「当該事業年度中に」を削り、「または」を「又は」に改め、「次に掲げる事項」の次に「（当該事業年度前の事業年度に係る事業報告の内容としたものを除く。）」を加え、同記載上の注意4②中「あつた」を「ある」に改める。

別紙様式第十五号2⑴中「会社役員の兼務の状況」を「会社役員の兼職の状況」に改め、同様式2⑴の表中「兼務会社名」を「兼職法人等名」に改め、同様式2⑴記載上の注意2中「他の会社」を「他の法人等」に、「職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況」を「職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職（会社法施行規則第121条第7号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。）に該当する者の兼職の状況」に改め、同記載上の注意3中「他の会社」を「他の法人等」に、「職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況」を「職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況」に改め、同記載上の注意4中「兼務」を「兼職」に、「会社」を「法人等」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二中「、又は責任を負わないとされ」及び「役員等が得る当該」を削る。

第四十四条第二項第二号中「議案が理事の提出に係るものに限り、」を削る。

第七十二条第二項中「第七十五条」を「第七十六条の二」に改める。

第七十六条を次のように改める。

（組織再編行為の際の資産及び負債の評価）

第七十六条　吸収合併存続金庫（法第六十条に規定する吸収合併存続金庫をいう。以下同じ。）は、吸収合併対象財産（吸収合併（同条に規定する吸収合併をいう。以下同じ。）により、吸収合併存続金庫が承継する財産をいう。以下同じ。）の全部の取得原価を吸収合併対価（吸収合併に際して吸収合併存続金庫が吸収合併消滅金庫（同条に規定する吸収合併消滅金庫をいう。以下同じ。）の会員に交付する財産をいう。）の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもつて測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産については、当該吸収合併に係る吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。